

“夏は軽井沢の貸別荘で過ごし、冬はハワイのリゾートマンションで毎年1か月過ごす”

ただいま「軽井沢ハワイ倶楽部」の会員募集中

軽井沢とハワイに別荘を持つと約3億円ほどの資金が必要になります。しかし実際に使っている日数は、年に2～3回程度と言う方がほとんどではないでしょうか。

最近はあまり使っていない別荘を貸別荘として貸し出す方が増えております。

しかし、軽井沢町では民泊が禁止となっており、別荘地での民泊許可書は長野県から取得しなければならず、しかもかなり厳しい日数制限が課せられます。

ハワイにおいても昨年民泊法が制定され30日未満での貸別荘はホテル運営許可書が無い物件は民泊が禁止されております。たとえばアラモアナ地域での貸別荘は30日以上、カカアコ地域では90日以上でないと貸別荘は出来ません。違反者は罰金となります。従って購入した別荘を貸そうと思ってもなかなか貸せないのが現実です。

「軽井沢ハワイ倶楽部」は使いたい日数分だけ購入したいという人の集まりから発足した倶楽部です。複数人数で1つの別荘を購入し、使用頻度に合わせた購入金額が設定されます。たとえば1億円の別荘をハワイに購入し毎年G/Wと冬の寒い時期に1か月のんびりと利用したい方は3000万円、冬だけ1か月毎年利用したい方は1000万円となります。(持分30%で登記されます) *詳しくはお問い合わせ下さい

○軽井沢町長倉の星の温泉近くの敷地1000坪、建物総床面積100坪の別荘(市場価格2億円)を毎年夏利用することが出来ます。(利用権)

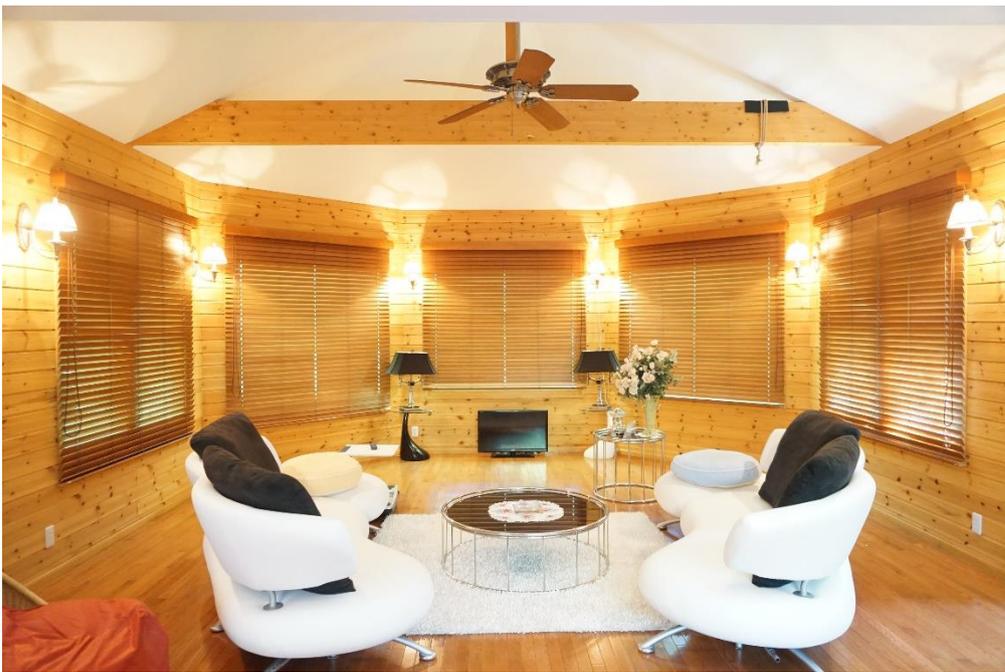
*利用時にはご利用料金と清掃代金がかかります。



貸別荘全景



吹抜けのリビング



リビングルーム-II



ダイニングテーブル



システムキッチン (デスクポータル付き)



らせん階段



広いバスルーム



リビング全景



ベッドルーム



ベッドルーム



ベッドルーム



BBQ 出来るウッドデッキ

○ハワイのワイキキビーチのリゾートマンション（コンドミニアム）所有権

こちらの別荘は複数人数でハワイのコンドミニアムを共有しお互いの持ち分割合で別荘を利用するという考えをコンセプトに計画させたプランです。

今、ハワイに別荘を保有されている方の殆どがランニングコスト（維持費）だけでも別荘を賃貸に出し、本人が利用するのは僅か1～2週間で、何とか維持費を捻出しようと考えているが実際にはなかなか難しそうです。

しかも、売却した際のキャピタルゲイン（売却益）は購入価格の1.3倍以上でないと出ません。（仲介手数料6%、州税、地方税、エスクロー費用等でおおよそ30%）

1億円のコンドミニアムを1人で購入した場合

購入費用 : 1億円

毎月の維持費 : 10万円～15万円

それに対して、

1億円のコンドミニアムを10人で購入した場合

購入費用 : 1000万円

毎月の維持費 : 1万円

*こちらは所有権型保有形態をとっているので各自が1/10で登記されます

利用時期もG/W,お盆、年末年始、夏休み利用、冬休み長期利用など

希望の利用日によっても購入金額にもクラス分けされます。

詳しくはお問い合わせ下さい。

○ワイキキビーチに立つリッツカールトンホテル&リゾート（参考例）

床面積：47.4㎡+8.92㎡ラナイ 総床面積56.39㎡のリゾートホテル
（市場価格8800万円）を毎年利用することが出来ます。（所有権）

*利用時にはご利用料金と清掃代金がかかります。



ホテル専用バレーパーキング



ホテルオーナー専用受付カウンター



ラナイからの眺め



リビングスペース



ベッドルーム



洗面化粧台



ランドリースペース



キッチンスペース



共有スペーススペース



ホテルプール



ホテルプール



フィットネスジム

お問い合わせ先：株式会社エステート軽井沢「**軽井沢ハワイ倶楽部**」

0267-41-0773

担当：木村まで